

理由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、課税の適正化を図る等のため所得税、法人税、登録免許税及び地方道路税の関係税目についての改正を行うとともに、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長・拡充、認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度の創設、特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除並びに平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設、土地の売買等に係る登録免許税の特例の現行税率の据置き等の住宅・土地税制の改正、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却措置等の創設等の法人関係税制の改正、中小企業者等の法人税率の特例の創設、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置から中小企業者等を除外する改正等の中小企業関係税制の改正、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し等の相続税制の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の延長等の金融・証券税制の改正、外国子会社配当益金不算入制度の創設等の国際課税の改正並びに自動車重量税の免税の特例の創設等の自動車課税の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。